

社会保険労務士による労働関係法令遵守に関する調査 (労働環境モニタリング) 結果について

令和3年度モニタリング実施方針に基づき、指定管理業務と役務の提供を主とした委託業務において、適正な労働環境のもとで業務が確実に履行されるよう、以下のとおり、社会保険労務士による労働関係法令遵守に関する調査を実施した。

1 調査者

東京都社会保険労務士会 中野・杉並支部

2 調査対象

	施設名・業務名	事業者名	所管課
(1)	電話交換業務	ニッセイファシリティ株式会社	経理課
(2)	西荻地域区民センター 指定管理業務	株式会社東急コミュニティー	地域課
(3)	国保年金課業務	株式会社ベルシステム24	国保年金課
(4)	高井戸第四小学校 学校給食調理業務	HITOWA フードサービス株式会社	学務課
(5)	今川図書館 指定管理業務	丸善雄松堂株式会社	中央図書館
(6)	中央図書館 図書館サービス業務	株式会社図書館流通センター	

3 調査時期

令和3年8月～12月

4 調査等の方法

(1) 労働環境モニタリング説明会

事業者及び所管課に対し、労働環境モニタリングの流れと概要を説明するとともに、事前調査確認用の書類の提出を依頼した。

(2) 現地調査ヒアリング及び本部調査ヒアリング

提出書類の調査確認後、現地にて、施設責任者や職員に対して労働条件に関する事項等のヒアリングを行い、次に事業者の本部にて、労務担当者に対して就業規則等の規定の内容・運用のヒアリングを行った。

(3) 評価結果報告書の作成

書類調査やヒアリング調査の結果について「評価結果表」をまとめ、当該事業者に対し、労働関係法令上の解釈や適正手続に関する認識の是正を図る等、労働環境の整備に向けた改善提案を行った。この提案に基づき、事業者が改善に向け作成した「実施計画」について、調査にあたった社会保険労務士が実施内容や方法を確認し、「評価結果報告書」を作成した。

5 評価項目及び評価の視点

	評価項目	評価の視点
(1)	雇用契約と協定等	<ul style="list-style-type: none"> ○就業規則、雇用契約、労使協定等の労働条件は適正な内容となっているか。 ○各種労使協定は適正か。 ○就業規則は労働者に周知されているか。
(2)	安全衛生関係	<ul style="list-style-type: none"> ○健康診断の実施、産業医等の選任、業務災害への対策の状況は適正か。 ○喫煙対策などが行われているか。
(3)	労働時間	<ul style="list-style-type: none"> ○労働時間は適正に管理されているか。 ○休暇・休日の取得状況及び管理は適切か。
(4)	給与	<ul style="list-style-type: none"> ○賃金台帳等から適正な計算に基づき支払いが行われているか。 ○労働契約に基づいた支払日に適切に支払われているか。 ○最低賃金は確保されているか。
(5)	各種保険加入手続	<ul style="list-style-type: none"> ○社会保険・労働保険・雇用保険への加入状況、手続の時期等は適正か。
(6)	法定帳簿等の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○労働者名簿、賃金台帳、出勤簿、労働条件通知書等が整備されているか。

6 評価結果及び改善報告（実施計画）の概要

主な内容は以下のとおり。

【評価項目(1)雇用契約と協定等】

評価結果（改善を要する事項）	事業者の改善報告（実施計画）内容
<p>雇用契約書の法定項目の記載について</p> <p>○パートタイムスタッフの雇用契約書に「短時間・有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する事項に係る相談窓口」を記載してください。</p> <p><パートタイム・有期雇用労働法6条></p> <p>36 協定の過半数代表者選出方法について</p> <p>○慣習的に一定の職位の者を過半数代表者と決めており、対象事業場の過半数の労働者の支持を受けて選出されていませんので、選出方法を再考してください。</p> <p><労働者の過半数代表の要件；平 22. 5. 18 基発 0518 第 1 号></p>	<p>○相談窓口について雇用契約書発行フォーマットに追加し、事業所によって自動表示されるよう仕組みを整えました。</p> <p>○口頭にて選出方法を改めて周知しました。</p>

<p>パート社員、アルバイトの深夜労働に対する割増賃金の規定について</p> <p>○パート社員、アルバイトの深夜労働賃金の取扱いが、パート社員就業規則、アルバイト就業規則に定められていません。就業規則付則にて、パート社員はパート社員就業規則、アルバイトはアルバイト就業規則によるとされていること、賃金の計算方法は就業規則の絶対的記載事項で、早出残業や休日労働についてはそれぞれの規則で規定されていますので、深夜労働についても同じく規定してください。</p> <p><労働基準法第 89 条二></p> <p>就業規則の周知について</p> <p>○就業規則を確認する方法を理解していない労働者がいました。就業規則の周知方法について改善してください。電子的データで保存されている場合は、労働者に当該機器の操作の権限を与える等、労働者が必要なときに容易に内容を確認できるようにしてください。</p> <p><労働基準法 106 条、平成 11 年 1 月 29 日基発 45 号></p>	<p>○就業規則を改定しました。</p> <p>○就業規則は社内イントラネット上に掲載をし、閲覧できる環境としておりましたが、書面での備付けについても対応します。</p>
---	---

【 評価項目(2)安全衛生関係 】

評価結果（改善を要する事項）	事業者の改善報告（実施計画）内容
<p>災害発生時の緊急連絡体制について</p> <p>○緊急連絡網は整備されていますが、一部労働者が理解していないため、確実に周知してください。</p> <p><労働契約法 5 条></p> <p>雇い入れ時の健康診断について</p> <p>○雇い入れ時の健康診断が実施されていない従業員がいるため、要件を満たす従業員については実施してください。</p> <p><労働安全衛生法 66 条、労働安全衛生規則 43 条></p>	<p>○従業員全員に対して、緊急連絡網を再度確認し、どのようなときに使用するかなど再度口頭により周知を行いました。</p> <p>○今後の従業員雇い入れ時には、健康診断を実施します。</p>

<p>○期間雇用者に、雇い入れ時の健康診断を行っていませんでした。期間雇用者であっても、契約更新により1年以上の雇用が予定されているのであれば、雇い入れ時の健康診断を行ってください。</p> <p><労働安全衛生法 66 条、労働安全衛生規則 43 条></p> <p>衛生管理者の定期巡視について</p> <p>○衛生管理者の定期巡視が行われていません。少なくとも毎週一回作業場等を巡視し、設備、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講じるようにしてください。</p> <p><労働安全衛生規則第 11 条></p> <p>産業医の定期巡視について</p> <p>○産業医の定期巡視が行われていません。少なくとも毎月一回作業場等を巡視し、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講じるようにしてください。</p> <p><労働安全衛生規則第 11 条></p>	<p>○契約更新により1年以上の雇用が予定されている者については、雇い入れ時の健康診断を実施します。</p> <p>○衛生管理者による作業場巡視を実施します。</p> <p>○産業医による作業場巡視を実施します。</p>
--	--

【 評価項目(3)労働時間 】

評価結果（改善を要する事項）	事業者の改善報告（実施計画）内容
<p>休憩の一斉付与について</p> <p>○一斉休憩の適用除外に関する労使協定を締結することなく、交替による休憩が付与されていますので、一斉休憩の付与もしくは協定を締結してください。</p> <p><労働基準法 34 条></p> <p>休憩時間について</p> <p>○休憩時間中に、一部電話対応等が行われています。電話対応が休憩時間にずれこんだ場合の対応を明確化してください。</p> <p><労働基準法 34 条></p>	<p>○一斉休憩の適用除外に関する労使協定を締結します。</p> <p>○業務で休憩時間がずれ込んだ時は、時間を変更する等、スタッフ間でのフォローを引き続き徹底していきます。</p>

○休憩時間が45分で設定されています。8時間を超える勤務の場合は、1時間の休憩時間を与えるようにして下さい。 ＜労働基準法34条＞	○8時間勤務を超える勤務の場合は1時間の休憩が取れるようにローテーションを工夫します。
--	---

【 評価項目(4)給与 】

評価結果（改善を要する事項）	事業者の改善報告（実施計画）内容
割増賃金について ○通常の労働時間の賃金が、定額になっていません。年間休日数を確認のうえ、平均値を計算して計算基礎として下さい。 ＜労働基準法施行規則第19条＞ 割増賃金の計算 ○役職手当、職務手当が割増賃金の算定基礎に入っておらず、割増賃金の支払いが漏れていた事例がありました。再計算のうえ、未払いの割増残業代を、支給してください。	○計算方法を改めました。 ○遡及して支給しました。

【 評価項目(5)各種保険加入手続 】

評価結果（改善を要する事項）	事業者の改善報告（実施計画）内容
改善を要する事項はありませんでした。	

【 評価項目(6)法定帳簿等の整備 】

評価結果（改善を要する事項）	事業者の改善報告（実施計画）内容
賃金台帳の法定事項について ○賃金台帳に休日労働に関する事項の記載がありません。項目の設定をしてください。また、労働日数や労働時間について項目はありますが、記録されていません。記載してください。 ＜労働基準法施行規則第54条＞	○賃金台帳を改定します。


7 全体的な評価

書類調査及びヒアリング等を行った結果、雇用契約と協定等、労働時間及び給与等の項目について、軽微な不備が見受けられるなど、改善を要する事項があった。改善提案に対しては、多くの事項について改善が図られ、事業者から改善計画が提出されていることから、確実に実施できるものと判断した。

令和3年度労働環境モニタリング 評価結果報告書

〈参考：PDFデータの検索方法〉

- ①左図の「施設名・業務名」のご覧になりたい業務の「ページ数」を入力して検索
- ②該当業務の報告書が表示されます



社会保険労務士による労働関係法令遵守に関する調査
(労働環境モニタリング) 結果について

令和3年度モニタリング実施方針に基づき、指定管理業務と役務の提供を主とした委託業務において、適正な労働環境のもとで業務が確実に履行されるよう、以下のとおり、社会保険労務士による労働関係法令遵守に関する調査を実施した。

1 調査者
東京都社会保険労務士会 中野・杉並支部

2 調査対象

	施設名・業務名	事業者名	所管課
(1)	電話交換業務	ニッセイファシリティ株式会社	経理課

	施設名・業務名	ページ数
(1)	電話交換業務	7
(2)	西荻地域区民センター 指定管理業務	30
(3)	国保年金課業務	51
(4)	高井戸第四小学校 学校給食調理業務	71
(5)	今川図書館 指定管理業務	91
(6)	中央図書館 図書館サービス業務	110

労働環境モニタリング □評価結果 □実施計画 ■報告書

● 事業者：ニッセイファシリティ株式会社

● 評価対象事業場：杉並区役所（電話交換業務）

令和3年12月8日作成

評価者：東京都社会保険労務士会 中野・杉並支部 支部長 澤木寛一

【評価項目1：雇用契約と協定等】

評価の視点	改善を要する事項	実施方法及び内容	実施時期	結果報告
(1) 就業規則、雇用契約、労使協定等の労働条件は適正な内容となっているか。 (2) 各種労使協定は適正か。 (3) 就業規則は労働者に周知されているか。	①準社員就業規則について 追加や修正を要する項目があります。①当該事業場のシフトについて、始業・終業時間の記載がありません。②休日に関する規程が曖昧です。③有期労働契約者の無期転換権に関するルールが定められていません。それぞれ適切な改正をして下さい。 【①②労働基準法第89条、③労働契約法第18条】	①準社員就業規則を社内にて改定し、新たなものを本社及び現場に備える。	①令和3年度内	改善の方法が示されたものと評価できます。
	②育児介護休業規定について 最新の法改正を反映していません。例えば、時間単位の個の看護休暇、介護休暇などです。令和4年4月施行改正と合せ、改定をしてください。	②準社員就業規則を社内にて改定し、新たなものを本社及び現場に備える。	②令和3年度内	改善の方法が示されたものと評価できます。

	<p>【育児介護休業法第 34 条、第 40 条他】</p> <p>③賃金規程について 第 10 条「通常の労働時間の賃金」に、職務手当が入っていません。割増賃金の算定基礎に算入しない賃金は、法律に限定列挙された賃金のみです。改定をして下さい。 【労働基準法第 37 条、労働基準法施行規則第 21 条】</p> <p>④就業規則の周知について 該当する就業規則を閲覧できない環境であると言えないこと。全員が準社員（契約社員）の職場ですが、準社員就業規則が設置されていません。 【労働基準法第 106 条、施行規則第 52 条の 2】</p> <p>⑤労働条件通知書について 3 パターンあるシフトの始業・終業時間が記載されていません。有期契約社員の労働条件通知書にも、「雇用管理の改善等に関する窓口」の記載が必要です。様式の変更をして下さい。また、賞与の支給をされる場合は、支給有と記載してください。</p>	<p>③準社員就業規則を社内で改定し、新たなものを本社及び現場に備える。</p> <p>④準社員就業規則を社内で改定し、新たなものを本社及び現場に備える。</p> <p>⑤労働条件通知書を改定し、新年度から使用する。</p>	<p>③令和 3 年度内</p> <p>④令和 3 年度内</p> <p>⑤令和 3 年度内</p>	<p>改善の方法が示されたものと評価できます。</p> <p>改善の方法が示されたものと評価できます。</p> <p>改善の方法が示されたものと評価できます。</p>
--	--	--	--	---

	<p>【パート有期労働法第6条、施行規則第2条】</p> <p>⑥36 協定届について</p> <p>36 協定届の提出日が、有効期限の始期より後の日付となっていました(届出遅延)。毎年忘れずに協定の有効期間開始前に協定締結と届出をするための対応策を講じて下さい。</p> <p>【労働基準法第36条】</p>	<p>⑥36 協定についてはアドバイスを頂いたように、各事業所の届出を年度初めで揃えるように検討する。</p>	<p>⑥令和3年度内</p>	<p>改善の方向性が示されたものと評価できます。</p>
--	---	---	----------------	------------------------------

【 評価項目 2 : 安全衛生関係 】

評価の視点	改善を要する事項	実施方法及び内容	実施時期	結果報告
<p>(1) 健康診断の実施、産業医等の選任、業務災害への対策の状況は適正か。</p> <p>(2) 喫煙対策などが行われているか。</p>	<p>①メンタルヘルスケアの取組み</p> <p>聞き取り調査で「メンタルヘルスケア」への取組みが確認できませんでした。例えばリーフレットの備え付け、職員のセミナー参加等の取組みを行い、職員みなが取組み内容を把握できているようにして下さい。</p> <p>【労働安全衛生法70条の2、労働者の心の健康の保持増進のための指針:平成27.11.30公示6号】</p>	<p>①今年度実施したストレスチェックを今後も継続して行う。社内相談窓口の労働条件通知書への記載。パワハラ防止法に基づく取り組みを現場責任者へも浸透させる。</p>	<p>①令和3年度内</p>	<p>改善の方法が示されたものと評価できます。</p>

	<p>②緊急連絡体制について 緊急連絡体制が整備されていません。作成のうえ、配布等により周知して下さい。</p>	<p>②緊急連絡体制については区役所と協議して作成する。</p>	<p>②令和3年度内</p>	<p>改善の方法が示されたものと評価できます。</p>
--	---	----------------------------------	----------------	-----------------------------

【 評価項目 3 : 労働時間 】

評価の視点	改善を要する事項	実施方法及び内容	実施時期	結果報告
<p>(1)労働時間は適正に管理されているか。</p> <p>(2)休暇・休日の取得状況及び管理は適切か。</p>	<p>①労働時間の適正管理について タイムカードによる物理的な記録がなされていますが、法定外残業時間が切捨てられている日があり、記録が手書きで書き換えられている部分のみが計上されている状況です。タイムカードの記録に基づいて、適正な管理をしていただくよう、業務のやり方を変更してください。 【労働時間適正把握ガイドライン、平成29年1月20日】</p>	<p>①現場責任者にタイムカード打刻について、勤務時間前後に打刻するように指導を行う。</p>	<p>①令和3年度内</p>	<p>改善の方法が示されたものと評価できます。</p>
	<p>②休憩時間について 休憩時間中に、一部電話対応等が行われています。電話対応が休憩時間にずれ込んだ場合の対応を明確化してください。 【労働基準法第34条】</p>	<p>②業務で休憩時間がずれ込んだ時は、次に着台する時間をずらす等、スタッフ間でのフォローを現在も行っているので今後も継続していく。</p>	<p>②令和3年度内</p>	<p>改善の方向性が示されたものと評価できます。</p>

	<p>③8時間を超える労働の場合の休憩時間</p> <p>休憩時間が45分で設定されています。8時間を超える勤務の場合は、1時間の休憩時間を与えるようにして下さい。</p> <p>【労働基準法第34条】</p>	<p>③ 8時間勤務を超える勤務の場合は1時間の休憩が取れるように、着台ローテーションを検討する。</p>	<p>③令和3年度内</p>	<p>改善の方法が示されたものと評価できます。</p>
--	---	---	----------------	-----------------------------

【 評価項目 4 : 給与 】

評価の視点	改善を要する事項	実施方法及び内容	実施時期	結果報告
<p>(1)賃金台帳等から適正な計算に基づき支払いが行われているか。</p> <p>(2)労働契約に基づいた支払日に適切に支払われているか。</p> <p>(3)最低賃金は確保されているか。</p>	<p>①割増賃金について</p> <p>「通常の労働時間の賃金」が、定額になっていません。1か月平均所定労働時間数が等しく算出されていないためと思われます。年間休日数を確認のうえ、平均値を計算して計算基礎として下さい。</p> <p>【労働基準法施行規則第19条】</p> <p>②割増賃金の計算</p> <p>割増賃金の支払いが漏れていた事例がありました(役職手当、職務手当が割増賃金の算定基礎に入っていません。1か月の所定労働時間が不明朗です。タイムカード記録通りの割増し賃金が支払われていません。)再計算のうえ、未払いの割増残業代を、支給してください。</p>	<p>①割増賃金については計算方法を改め、既に適用しています。</p> <p>②割増賃金の差額未払いについては平成30年10月～令和3年9月までの3年間を再計算して支給する。</p>	<p>①令和2年10月より改訂</p> <p>②令和3年度内</p>	<p>割増賃金の計算方法の改訂を、賃金台帳にて確認しました。改善の方法が示されたものと評価できます。</p> <p>改善の方法が示されたものと評価できます。</p>

	【労働基準法第 115 条】			
--	----------------	--	--	--

【 評価項目 5 : 各種保険加入手続 】

評価の視点	改善を要する事項	実施方法及び内容	実施時期	結果報告
(1) 社会保険・労働保険・雇用保険への加入状況、手続の時期等は適正か。	改善を要する事項はありません。			

【 評価項目 6 : 法定帳簿等の整備 】

評価の視点	改善を要する事項	実施方法及び内容	実施時期	結果報告
(1) 労働者名簿、賃金台帳、出勤簿、労働条件通知書等が整備されているか。	<p>①賃金台帳の法定事項について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・賃金台帳に休日労働に関する事項の記載がありません。項目の設定をしてください。 ・労働日数や労働時間について項目はありますが、記録されていません。記載してください。 <p>【労働基準法施行規則第 54 条】</p>	①賃金台帳を改定する。	①令和 3 年度内	改善の方向性が示されたものと評価できます。

評価結果表

調査施設（業務名）： 杉並区役所 （ 電話交換業務 ）

事業者名： ニッセイファシリティ株式会社

評価項目	評価結果	改善を要する内容 (良好であっても見直すべき点があれば記載のこと)	事業者からの報告
1 雇用契約と協定等	<input type="checkbox"/> 良好 <input checked="" type="checkbox"/> 要改善 (軽微) <input type="checkbox"/> 要改善	<ul style="list-style-type: none"> ・ 準社員就業規則に、必要事項の未記載や記述が曖昧な箇所があります。周知も不十分です。 ・ 労働条件通知書に必要な事項に未記載があります。 ・ 36 協定が始期より遅れて提出されています。 	指摘事項に対して期日を明記して改善することを明確にした前向きな回答がありました。
2 安全衛生関係	<input type="checkbox"/> 良好 <input checked="" type="checkbox"/> 要改善 (軽微) <input type="checkbox"/> 要改善	<ul style="list-style-type: none"> ・ メンタルヘルスケアの取組みができていません。 ・ 緊急連絡体制が未整備です。 	指摘事項に対して期日を明記して改善することを明確にした前向きな回答がありました。
3 労働時間	<input type="checkbox"/> 良好 <input checked="" type="checkbox"/> 要改善 (軽微) <input type="checkbox"/> 要改善	<ul style="list-style-type: none"> ・ 労働時間管理がガイドラインに準拠していません。 ・ 業務が休憩時間にずれ込んだ時の対応が未徹底です。 ・ 8 時間を超える勤務の時に 60 分休憩が取得されていません。 	指摘事項に対して期日を明記して改善することを明確にした前向きな回答がありました。
4 給与	<input type="checkbox"/> 良好 <input checked="" type="checkbox"/> 要改善 (軽微) <input type="checkbox"/> 要改善	<ul style="list-style-type: none"> ・ 割増賃金が正しく計算されていません。 	指摘事項に対して期日を明記して改善することを明確にした前向きな回答がありました。
5 各種保険加入手続	<input checked="" type="checkbox"/> 良好 <input type="checkbox"/> 要改善 (軽微) <input type="checkbox"/> 要改善	<ul style="list-style-type: none"> ・ 改善を要する事項はありません。 	
6 法定帳簿等の整備	<input type="checkbox"/> 良好 <input checked="" type="checkbox"/> 要改善 (軽微) <input type="checkbox"/> 要改善	<ul style="list-style-type: none"> ・ 賃金台帳の記載等にもれがあります。 	指摘事項に対して期日を明記して改善することを明確にした前向きな回答がありました。

※総合評価	<input type="checkbox"/> レベル3 適切に対応している <input checked="" type="checkbox"/> レベル2 軽微な違反状態にあり、改善を求める必要がある <input type="checkbox"/> レベル1 違反状態にあり、労働基準監督署への通報を検討する必要がある
-------	---

	<p>・調査段階からすぐに改善できるものはすぐに実行していただきました。今回の報告書に関しても、全ての改善を年度内に行うとするなど、事業者の前向きな姿勢がみられました。今後実施計画通りに今後改善していけば評価は高くなることが予想されます。</p>
--	---

労働環境モニタリング □評価結果 □実施計画 ■報告書

● 事業者：株式会社東急コミュニティー

● 評価対象事業場：西荻地域区民センター

令和3年12月8日作成

評価者：東京都社会保険労務士会 中野・杉並支部 支部長 澤木寛一

【評価項目1：雇用契約と協定等】

評価の視点	改善を要する事項	実施方法及び内容	実施時期	結果報告
<p>(1) 就業規則、雇用契約、労使協定等の労働条件は適正な内容となっているか。</p> <p>(2) 各種労使協定は適正か。</p>	<p>①36 協定の特別条項における限度時間を超えた労働に係る割増賃金率について</p> <p>36 協定の特別条項で、限度時間を超えた労働に係る割増賃金率が、1 箇月 60 時間超について法定を下回っています。法定以上の割増率で締結してください。</p> <p>【根拠条文：労働基準法第 37 条 1 項】</p>	<p>①36 協定の特別条項における 1 箇月の限度時間を超えた労働に係る割増賃金率について、60 時間超の場合は 50% の割増賃金率と定め締結する。</p>	<p>①2021 年 12 月</p>	<p>改善の方法が示されたものと評価できます。</p>
<p>(3) 就業規則は労働者に周知されているか。</p>	<p>②パート社員、アルバイトの深夜労働に対する割増賃金の規定について</p> <p>パート社員、アルバイトの深夜労働賃金の取扱いが、パート社員就業規則、アルバイト就業規則に定められていません。正社員の賃金支給規程に包括的に取り扱うという回答ですが、就業規則付則にて、パート社員はパー</p>	<p>②就業規則を改定</p>	<p>②2022 年 4 月にパート社員就業規則及びアルバイト就業規則に深夜加給手当を規定する。</p>	<p>改善の方法が示されたものと評価できます。</p>

	<p>ト社員就業規則、アルバイトはアルバイト就業規則によるとされていること、賃金の計算方法は就業規則の絶対的記載事項で、早出残業や休日労働についてはそれぞれの規則で規定されていますので、深夜労働についても同じく規定してください。</p> <p>【根拠条文：労働基準法第 89 条二】</p>			
--	---	--	--	--

【 評価項目 2 : 安全衛生関係 】

評価の視点	改善を要する事項	実施方法及び内容	実施時期	結果報告
<p>(1) 健康診断の実施、産業医等の選任、業務災害への対策の状況は適正か。</p> <p>(2) 喫煙対策などが行われているか。</p>	<p>①衛生管理者の定期巡視について 衛生管理者の定期巡視が行われていません。少なくとも毎週一回作業場等を巡視し、設備、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講じるようにしてください。</p> <p>【根拠条文：労働安全衛生規則第 11 条】</p> <p>②産業医の定期巡視について 産業医の定期巡視が行われていません。少なくとも毎月一回作業場等を巡視し、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、</p>	<p>①衛生管理者による作業場巡視を実施</p> <p>②産業医による作業場巡視を実施</p>	<p>① 12月実施予定</p> <p>②11月11日実施済</p>	<p>改善の方法が示されたものと評価できます。</p> <p>改善の方法が示されたものと評価できます。</p>

	直ちに、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講じるようにしてください。 【根拠条文：労働安全衛生規則第15条】			
--	---	--	--	--

【 評価項目 3 : 労働時間 】

評価の視点	改善を要する事項	実施方法及び内容	実施時期	結果報告
(1) 労働時間は適正に管理されているか。	改善を要する事項はありません。			
(2) 休暇・休日の取得状況及び管理は適切か。				

【 評価項目 4 : 給与 】

評価の視点	改善を要する事項	実施方法及び内容	実施時期	結果報告
(1) 賃金台帳等から適正な計算に基づき支払いが行われているか。	改善を要する事項はありません。			
(2) 労働契約に基づいた支払日に適切に支払われているか。				
(3) 最低賃金は確保され				

ているか。				
-------	--	--	--	--

【 評価項目 5 : 各種保険加入手続 】

評価の視点	改善を要する事項	実施方法及び内容	実施時期	結果報告
(1) 社会保険・労働保険・雇用保険への加入状況、手続の時期等は適正か。	改善を要する事項はありません。			

【 評価項目 6 : 法定帳簿等の整備 】

評価の視点	改善を要する事項	実施方法及び内容	実施時期	結果報告
(1) 労働者名簿、賃金台帳、出勤簿、労働条件通知書等が整備されているか。	改善を要する事項はありません。			

評価結果表

調査施設（業務名）：西荻地域区民センター（地域センターの管理運営）

事業者名：株式会社東急コミュニティー

評価項目	評価結果	改善を要する内容 (良好であっても見直すべき点があれば記載のこと)	事業者からの報告
1 雇用契約と協定等	<input type="checkbox"/> 良好 <input checked="" type="checkbox"/> 要改善（軽微） <input type="checkbox"/> 要改善	<ul style="list-style-type: none"> ・36 協定の特別条項における限度時間を超えた労働に係る割増賃金率について、60 時間超の割増率が法定を下回っていました。 ・パート社員、アルバイトの深夜労働賃金の取り扱いが、パート社員就業規則、アルバイト就業規則に定められていませんでした。 	<ul style="list-style-type: none"> ・2021 年 12 月に 36 協定の特別条項における限度時間を超えた労働に係る割増賃金率について、60 時間超の割増率を 50%と定め協定を締結するとの回答がありました。 ・2022 年 4 月にパート社員就業規則、アルバイト就業規則に深夜加給手当を規定するとの回答がありました。
2 安全衛生関係	<input type="checkbox"/> 良好 <input checked="" type="checkbox"/> 要改善（軽微） <input type="checkbox"/> 要改善	<ul style="list-style-type: none"> ・衛生管理者の定期巡視が行われていませんでした。 ・産業医の定期巡視が行われていませんでした。 	<ul style="list-style-type: none"> ・2021 年 12 月に実施予定との回答がありました。 ・11 月 11 日に産業医による作業場巡視を実施したとの回答がありました。
3 労働時間	<input checked="" type="checkbox"/> 良好 <input type="checkbox"/> 要改善（軽微） <input type="checkbox"/> 要改善	<ul style="list-style-type: none"> ・改善を要する事項はありません。 	
4 給与	<input checked="" type="checkbox"/> 良好 <input type="checkbox"/> 要改善（軽微） <input type="checkbox"/> 要改善	<ul style="list-style-type: none"> ・改善を要する事項はありません。 	
5 各種保険加入手続	<input checked="" type="checkbox"/> 良好 <input type="checkbox"/> 要改善（軽微） <input type="checkbox"/> 要改善	<ul style="list-style-type: none"> ・改善を要する事項はありません。 	
6 法定帳簿等の整備	<input checked="" type="checkbox"/> 良好 <input type="checkbox"/> 要改善（軽微） <input type="checkbox"/> 要改善	<ul style="list-style-type: none"> ・改善を要する事項はありません。 	

※総合評価	<input type="checkbox"/> レベル3 適切に対応している <input checked="" type="checkbox"/> レベル2 軽微な違反状態にあり、改善を求める必要がある <input type="checkbox"/> レベル1 違反状態にあり、労働基準監督署への通報を検討する必要がある
	<ul style="list-style-type: none">・何点か改善事項がありましたが、早急に対応いただきました。その他の労務管理については、法令に従い適正にかつ細やかに対応をされていました。・安全衛生関係の作業場巡視については、定期的な実施が必要なため、今後も継続していただければと考えます。

労働環境モニタリング □評価結果 □実施計画 ■報告書

● 事業者：株式会社ベルシステム24

● 評価対象事業場：杉並区役所国保年金課

令和3年12月8日作成

評価者：東京都社会保険労務士会 中野・杉並支部 支部長 澤木寛一

【評価項目1：雇用契約と協定等】

評価の視点	改善を要する事項	実施方法及び内容	実施時期	結果報告
(1) 就業規則、雇用契約、労使協定等の労働条件は適正な内容となっているか。	①賃金の一部控除に関する労使協定について 協定の内容に、包括的な項目が含まれています。協定で定める項目は、包括的な記載を削除し、事理明白なものにしてください。 【労働基準法24条、昭和27.9.20基発675号・平成11年3月31日基発168号】	① 賃金の一部控除に関する労使協定内の包括的な記載項目については削除して、締結を行います。	令和3年10月29日	実際の改善が行われました。 確認資料「賃金の一部控除に関する労使協定」
(2) 各種労使協定は適正か。				
(3) 就業規則は労働者に周知されているか。	②就業規則の周知について 就業規則を確認する方法を理解していない労働者がいました。就業規則の周知方法について改善してください。電子的データで保存されている場合は、労働者に当該機器の操作の権限を与える等、労働者が必要なときに容易に当該内容を確認できるようにしてください。	② 就業規則については、社内イントラネット上に掲載をし、閲覧できる環境としておりましたが、書面での備付けについても対応をいたします。	令和3年11月1日	実際の改善が行われました。(現地確認)

	【労働基準法 106 条、平成 11 年 1 月 29 日基 発 45 号】			
--	---	--	--	--

【 評価項目 2 : 安全衛生関係 】

評価の視点	改善を要する事項	実施方法及び内容	実施時期	結果報告
<p>(1) 健康診断の実施、産業医等の選任、業務災害への対策の状況は適正か。</p> <p>(2) 喫煙対策などが行われているか。</p>	<p>①雇入れ時の健康診断について 期間雇用者に、雇入れ時の健康診断を行っていませんでした。 期間雇用者であっても、契約更新により 1 年以上の雇用が予定されているのであれば、雇入れ時の健康診断を行ってください。 【労働安全衛生規則 43 条、平成 31 年 1 月 30 日基発 0130 第 1 号】</p>	<p>① 契約更新により 1 年以上の雇用が予定されている者については、雇入時健康診断を実施いたします。 現在、健康診断実施の医療機関の選定準備を進めております。準備が整い次第、対応を開始いたします。</p>	令和 4 年 4 月	改善の方法が示されたものと評価できます。

【 評価項目 3 : 労働時間 】

評価の視点	改善を要する事項	実施方法及び内容	実施時期	結果報告
<p>(1) 労働時間は適正に管理されているか。</p> <p>(2) 休暇・休日の取得状</p>	改善を要する事項はありません			

況及び管理は適切か。				
------------	--	--	--	--

【 評価項目 4 : 給与 】

評価の視点	改善を要する事項	実施方法及び内容	実施時期	結果報告
(1) 賃金台帳等から適正な計算に基づき支払いが行われているか。 (2) 労働契約に基づいた支払日に適切に支払われているか。 (3) 最低賃金は確保されているか。	改善を要する事項はありません			

【 評価項目 5 : 各種保険加入手続 】

評価の視点	改善を要する事項	実施方法及び内容	実施時期	結果報告
(1) 社会保険・労働保険・雇用保険への加入状況、手続の時期等は適正か。	改善を要する事項はありません			

【 評価項目 6 : 法定帳簿等の整備 】

評価の視点	改善を要する事項	実施方法及び内容	実施時期	結果報告
(1) 労働者名簿、賃金台	改善を要する事項はありません			

帳、出勤簿、労働条件通知書等が整備されているか。				
--------------------------	--	--	--	--

評価結果表

調査施設（業務名）：杉並区役所（国保年金課業務）

事業者名：株式会社ベルシステム24

評価項目	評価結果	改善を要する内容 (良好であっても見直すべき点があれば記載のこと)	事業者からの報告
1 雇用契約と協定等	<input type="checkbox"/> 良好 <input checked="" type="checkbox"/> 要改善（軽微） <input type="checkbox"/> 要改善	<ul style="list-style-type: none"> 賃金の一部控除に関する労使協定について、協定の内容に、包括的な項目が含まれていました。 就業規則の周知が不十分でした。 	令和3年10月29日付けで、包括的項目を削除した協定を締結したとの報告がありました。 就業規則については、書面による備付けを行い、再度の周知も完了したとの報告がありました。
2 安全衛生関係	<input type="checkbox"/> 良好 <input checked="" type="checkbox"/> 要改善（軽微） <input type="checkbox"/> 要改善	<ul style="list-style-type: none"> 期間雇用者に雇入れ時の健康診断を実施していませんでした。 	雇入れ時の健康診断を実施すべく、医療機関の選定作業に入った旨の報告がありました。
3 労働時間	<input checked="" type="checkbox"/> 良好 <input type="checkbox"/> 要改善（軽微） <input type="checkbox"/> 要改善	<ul style="list-style-type: none"> 改善を要する事項はありません。 	
4 給与	<input checked="" type="checkbox"/> 良好 <input type="checkbox"/> 要改善（軽微） <input type="checkbox"/> 要改善	<ul style="list-style-type: none"> 改善を要する事項はありません。 	
5 各種保険加入手続	<input checked="" type="checkbox"/> 良好 <input type="checkbox"/> 要改善（軽微） <input type="checkbox"/> 要改善	<ul style="list-style-type: none"> 改善を要する事項はありません。 	
6 法定帳簿等の整備	<input checked="" type="checkbox"/> 良好 <input type="checkbox"/> 要改善（軽微） <input type="checkbox"/> 要改善	<ul style="list-style-type: none"> 改善を要する事項はありません。 	
※総合評価	<input type="checkbox"/> レベル3 適切に対応している <input checked="" type="checkbox"/> レベル2 軽微な違反状態にあり、改善を求める必要がある <input type="checkbox"/> レベル1 違反状態にあり、労働基準監督署への通報を検討する必要がある		

	<p>・対応可能な改善事項については直ちに実施をする等、積極的な改善が行われました。期間雇用者の雇入れ時の健康診断については、厚生労働省より発出された通達の趣旨に則り、実施に向けて医療機関の選定に入るとの回答があり、具体的な改善方法が示されたと評価できます。</p>
--	---

労働環境モニタリング □評価結果 □実施計画 ■報告書

● 事業者 : HITOWA フードサービス株式会社

● 評価対象事業場 : 高井戸第四小学校

令和3年12月7日作成

評価者 : 東京都社会保険労務士会 中野・杉並支部 支部長 澤木寛一

【評価項目1：雇用契約と協定等】

評価の視点	改善を要する事項	実施方法及び内容	実施時期	結果報告
<p>(1) 就業規則、雇用契約、労使協定等の労働条件は適正な内容となっているか。</p> <p>(2) 各種労使協定は適正か。</p> <p>(3) 就業規則は労働者に周知されているか。</p>	<p>①雇用契約書の法定項目の記載について パートタイムスタッフの雇用契約書に「短時間・有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する事項に係る相談窓口」が記載されていませんので、記載してください。 【根拠条文；パートタイム・有期雇用労働法6条、則2条】</p> <p>②36協定の過半数代表者選出方法について 慣習的に一定の職位の者を過半数代表者と決めており、対象事業場の過半数の労働者の支持を受けて選出されていませんので、選出方法を再考してください。 【根拠条文；(労働者の過半数代表の要件；平22.5.18基発0518第1号)】</p>	<p>相談窓口について雇用契約書発行フォーマットに追加。事業所によって自動表示される様、仕組化。</p> <p>当該事業所については担当 MGR より口頭にて選出方法を改めて周知。全社としては他の課題も含めて抽出し、次回アナウンス文書に反映。</p>	<p>フォーマット追加済。新規入社について2021/11/1以降入社、既存社員は次回更新日となる2022/4/1より反映される。</p> <p>MGRによる指導は2021年11月中に実施。アナウンス文書については2022/4/1発行時に合わせて対応。</p>	<p>表記対応した雇用契約書を確認済み。改善の方法が示されたものと評価できます。</p> <p>改善の方法が示されたものと評価できます。</p>

【 評価項目 2 : 安全衛生関係 】

評価の視点	改善を要する事項	実施方法及び内容	実施時期	結果報告
<p>(1) 健康診断の実施、産業医等の選任、業務災害への対策の状況は適正か。</p> <p>(2) 喫煙対策などが行われているか。</p>	<p>①災害発生時の緊急連絡体制について</p> <p>緊急連絡網は整備されていますが、一部労働者が理解していないため、確実に周知してください。</p> <p>【根拠条文；労働契約法5条】</p>	<p>従業員全員に対して、緊急連絡網を再度確認し、どのような時に使用するかなど再度口頭により周知行いました。</p>	<p>2021年11月に実施。</p>	<p>改善の方法が示されたものと評価できます。</p>

【 評価項目 3 : 労働時間 】

評価の視点	改善を要する事項	実施方法及び内容	実施時期	結果報告
<p>(1) 労働時間は適正に管理されているか。</p> <p>(2) 休暇・休日の取得状況及び管理は適切か。</p>	<p>①休憩の一斉付与について</p> <p>一斉休憩の適用除外に関する労使協定を締結することなく、交替による休憩が付与されていますので、一斉休憩の付与もしくは協定を締結してください。</p> <p>【根拠条文；労働基準法34条】</p> <p>②年次有給休暇の取得率向上について</p> <p>年次有給休暇の平均取得率は37.5%と全国平均を下回る水準となっています。全体的な取得向上に取り組んでください。</p> <p>【根拠条文；就労条件総合調査、内閣府発</p>	<p>一斉休憩の適用除外に関する労使協定を締結する。</p> <p>2021/4/1 より利用促進の為の制度を導入。同事業所にて現在の取得率は36.84%。</p>	<p>2021/10/1 付にて締結済。</p> <p>取得率向上を行っている為、継続し取得向上に取り組む。</p>	<p>締結した一斉休憩の適用除外に関する労使協定を確認済み。</p> <p>改善の方法が示されたものと評価できます。</p> <p>改善の方向性が示されたものと評価できます。</p>

	表「仕事と生活の調和推進のための行動指針」等】			
--	-------------------------	--	--	--

【 評価項目 4 : 給与 】

評価の視点	改善を要する事項	実施方法及び内容	実施時期	結果報告
(1) 賃金台帳等から適正な計算に基づき支払いが行われているか。 (2) 労働契約に基づいた支払日に適切に支払われているか。 (3) 最低賃金は確保されているか。	改善を要する事項はありません。			

【 評価項目 5 : 各種保険加入手続 】

評価の視点	改善を要する事項	実施方法及び内容	実施時期	結果報告
(1) 社会保険・労働保険・雇用保険への加入状況、手続の時期等は適正か。	改善を要する事項はありません。			

【 評価項目 6 : 法定帳簿等の整備 】

評価の視点	改善を要する事項	実施方法及び内容	実施時期	結果報告
(1) 労働者名簿、賃金台帳、出勤簿、労働条件通知書等が整備されているか。	改善を要する事項はありません。			

評価結果表

調査施設（業務名）：高井戸第四小学校（学校給食調理業務）

事業者名：HITOWA フードサービス株式会社

評価項目	評価結果	改善を要する内容 (良好であっても見直すべき点があれば記載のこと)	事業者からの報告
1 雇用契約と協定等	<input type="checkbox"/> 良好 <input checked="" type="checkbox"/> 要改善（軽微） <input type="checkbox"/> 要改善	・パートタイムスタッフの雇用契約書に「短時間・有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する事項に係る相談窓口」が記載されていません。 ・36 協定において、対象事業場の過半数の労働者の支持を受けて選出されていません。	パートタイムスタッフの雇用契約書は、記載済みのものを提示してもらい確認しました。 36 協定における指摘事項に対して、期日を明記して改善したとの回答がありました。
2 安全衛生関係	<input type="checkbox"/> 良好 <input checked="" type="checkbox"/> 要改善（軽微） <input type="checkbox"/> 要改善	・緊急連絡網は整備されていますが、一部の労働者が理解していません。	指摘事項に対して、期日を明記して改善したとの回答がありました。
3 労働時間	<input type="checkbox"/> 良好 <input checked="" type="checkbox"/> 要改善（軽微） <input type="checkbox"/> 要改善	・一斉休憩の適用除外に関する労使協定を締結することなく、交替による休憩が付与されています。 ・年次有給休暇の平均取得率が全国平均を下回る水準となっています。	一斉休憩に関する指摘事項に対して、締結済みの労使協定書を提示してもらい確認しました。 年次有給休暇については、期日を指定して改善することを明確にした前向きな回答がありました。
4 給与	<input checked="" type="checkbox"/> 良好 <input type="checkbox"/> 要改善（軽微） <input type="checkbox"/> 要改善	改善を要する事項はありません。	
5 各種保険加入手続	<input checked="" type="checkbox"/> 良好 <input type="checkbox"/> 要改善（軽微） <input type="checkbox"/> 要改善	改善を要する事項はありません。	
6 法定帳簿等の整備	<input checked="" type="checkbox"/> 良好 <input type="checkbox"/> 要改善（軽微） <input type="checkbox"/> 要改善	改善を要する事項はありません。	

※総合評価	<input type="checkbox"/> レベル3 適切に対応している <input checked="" type="checkbox"/> レベル2 軽微な違反状態にあり、改善を求める必要がある <input type="checkbox"/> レベル1 違反状態にあり、労働基準監督署への通報を検討する必要がある
-------	---

	<p>・何点かの指摘事項はあったものの、全体的に労働環境は整っています。その指摘事項についても、事業者からの実施計画によれば、改善できるものはすぐに対応したとの報告がありました。今後も現在の状態を保ちつつ、改善事項を実施計画に沿って進めていけば、更に評価は高くなることが予想されます。</p>
--	--

労働環境モニタリング 評価結果 実施計画 報告書

● 事業者：丸善雄松堂株式会社

● 評価対象事業場：今川図書館

令和3年12月9日作成

評価者：東京都社会保険労務士会 中野・杉並支部 支部長 澤木寛一

【評価項目1：雇用契約と協定等】

評価の視点	改善を要する事項	実施方法及び内容	実施時期	結果報告
(1) 就業規則、雇用契約、労使協定等の労働条件は適正な内容となっているか。 (2) 各種労使協定は適正か。 (3) 就業規則は労働者に周知されているか。	改善を要する事項はありません。			

【 評価項目 2 : 安全衛生関係 】

評価の視点	改善を要する事項	実施方法及び内容	実施時期	結果報告
<p>(1) 健康診断の実施、産業医等の選任、業務災害への対策の状況は適正か。</p> <p>(2) 喫煙対策などが行われているか。</p>	<p>①雇入れ時の健康診断について</p> <p>雇入れ時の健康診断が実施されていない従業員がいるため、要件を満たす従業員については実施してください。</p> <p>【根拠条文；労働安全衛生法 66 条/労働安全衛生規則 43 条】</p>	<p>今後の従業員雇入れ時には健康診断を実施いたします。</p>	<p>新規従業員雇入れ時</p>	<p>改善の方法が示されたものと評価できます。</p>

【 評価項目 3 : 労働時間 】

評価の視点	改善を要する事項	実施方法及び内容	実施時期	結果報告
<p>(1) 労働時間は適正に管理されているか。</p> <p>(2) 休暇・休日の取得状況及び管理は適切か。</p>	<p>改善を要する事項はありません。</p>			

【 評価項目 4 : 給与 】

評価の視点	改善を要する事項	実施方法及び内容	実施時期	結果報告
<p>(1) 賃金台帳等から適正な計算に基づき支払いが行われているか。</p>	<p>改善を要する事項はありません。</p>			

<p>(2)労働契約に基づいた支払日に適切に支払われているか。</p> <p>(3)最低賃金は確保されているか。</p>				
--	--	--	--	--

【 評価項目 5 : 各種保険加入手続 】

評価の視点	改善を要する事項	実施方法及び内容	実施時期	結果報告
(1)社会保険・労働保険・雇用保険への加入状況、手続の時期等は適正か。	改善を要する事項はありません。			

【 評価項目 6 : 法定帳簿等の整備 】

評価の視点	改善を要する事項	実施方法及び内容	実施時期	結果報告
(1)労働者名簿、賃金台帳、出勤簿、労働条件通知書等が整備されているか。	改善を要する事項はありません。			

評価結果表

調査施設（業務名）： 今川図書館 （ 図書館運営 ）

事業者名：丸善雄松堂株式会社

評価項目	評価結果	改善を要する内容 (良好であっても見直すべき点があれば記載のこと)	事業者からの報告
1 雇用契約と協定等	<input checked="" type="checkbox"/> 良好 <input type="checkbox"/> 改善（軽微） <input type="checkbox"/> 要改善	・改善を要する事項はありません。	
2 安全衛生関係	<input type="checkbox"/> 良好 <input checked="" type="checkbox"/> 要改善（軽微） <input type="checkbox"/> 要改善	・雇い入れ時の健康診断が実施されていない従業員がいます。	指摘事項に対して期日を明記して改善することを明確にした前向きな回答がありました。
3 労働時間	<input checked="" type="checkbox"/> 良好 <input type="checkbox"/> 要改善（軽微） <input type="checkbox"/> 要改善	・改善を要する事項はありません。	
4 給与	<input checked="" type="checkbox"/> 良好 <input type="checkbox"/> 要改善（軽微） <input type="checkbox"/> 要改善	・改善を要する事項はありません。	
5 各種保険加入手続	<input checked="" type="checkbox"/> 良好 <input type="checkbox"/> 要改善（軽微） <input type="checkbox"/> 要改善	・改善を要する事項はありません。	
6 法定帳簿等の整備	<input checked="" type="checkbox"/> 良好 <input type="checkbox"/> 要改善（軽微） <input type="checkbox"/> 要改善	・改善を要する事項はありません。	

※総合評価	<input type="checkbox"/> レベル3 適切に対応している <input checked="" type="checkbox"/> レベル2 軽微な違反状態にあり、改善を求める必要がある <input type="checkbox"/> レベル1 違反状態にあり、労働基準監督署への通報を検討する必要がある
	・今回の指摘事項である雇い入れ時の健康診断について、今後新規に従業員を雇い入れる際には健康診断を実施する予定であることが実施計画より確認できました。その他の労務管理については大きな問題もなく、今後実施計画通りに改善することができれば評価は高くなることが予想されます。

労働環境モニタリング 評価結果 実施計画 報告書

● 事業者：株式会社 図書館流通センター

● 評価対象事業場：中央図書館

令和3年12月1日作成

評価者：東京都社会保険労務士会 中野・杉並支部 支部長 澤木寛一

【評価項目1：雇用契約と協定等】

評価の視点	改善を要する事項	実施方法及び内容	実施時期	結果報告
(1) 就業規則、雇用契約、労使協定等の労働条件は適正な内容となっているか。 (2) 各種労使協定は適正か。 (3) 就業規則は労働者に周知されているか。	改善を要する事項はありません。			

【評価項目2：安全衛生関係】

評価の視点	改善を要する事項	実施方法及び内容	実施時期	結果報告
(1) 健康診断の実施、産	改善を要する事項はありません。			

<p>業医等の選任、業務災害への対策の状況は適正か。</p> <p>(2)喫煙対策などが行われているか。</p>				
--	--	--	--	--

【 評価項目 3 : 労働時間 】

評価の視点	改善を要する事項	実施方法及び内容	実施時期	結果報告
<p>(1)労働時間は適正に管理されているか。</p> <p>(2)休暇・休日の取得状況及び管理は適切か。</p>	<p>改善を要する事項はありません。</p>			

【 評価項目 4 : 給与 】

評価の視点	改善を要する事項	実施方法及び内容	実施時期	結果報告
<p>(1)賃金台帳等から適正な計算に基づき支払いが行われているか。</p> <p>(2)労働契約に基づいた支払日に適切に支払われているか。</p>	<p>改善を要する事項はありません。</p>			

(3)最低賃金は確保されているか。				
-------------------	--	--	--	--

【 評価項目 5 : 各種保険加入手続 】

評価の視点	改善を要する事項	実施方法及び内容	実施時期	結果報告
(1)社会保険・労働保険・雇用保険への加入状況、手続の時期等は適正か。	改善を要する事項はありません。			

【 評価項目 6 : 法定帳簿等の整備 】

評価の視点	改善を要する事項	実施方法及び内容	実施時期	結果報告
(1)労働者名簿、賃金台帳、出勤簿、労働条件通知書等が整備されているか。	改善を要する事項はありません。			

評価結果表

調査施設（業務名）： 中央図書館（図書館運営）

事業者名：株式会社図書館流通センター

評価項目	評価結果	改善を要する内容 (良好であっても見直すべき点があれば記載のこと)	事業者からの報告
1 雇用契約と協定等	<input checked="" type="checkbox"/> 良好 <input type="checkbox"/> 改善（軽微） <input type="checkbox"/> 要改善	・改善を要する事項はありません。	
2 安全衛生関係	<input checked="" type="checkbox"/> 良好 <input type="checkbox"/> 要改善（軽微） <input type="checkbox"/> 要改善	・改善を要する事項はありません。	
3 労働時間	<input checked="" type="checkbox"/> 良好 <input type="checkbox"/> 要改善（軽微） <input type="checkbox"/> 要改善	・改善を要する事項はありません。	
4 給与	<input checked="" type="checkbox"/> 良好 <input type="checkbox"/> 要改善（軽微） <input type="checkbox"/> 要改善	・改善を要する事項はありません。	
5 各種保険加入手続	<input checked="" type="checkbox"/> 良好 <input type="checkbox"/> 要改善（軽微） <input type="checkbox"/> 要改善	・改善を要する事項はありません。	
6 法定帳簿等の整備	<input checked="" type="checkbox"/> 良好 <input type="checkbox"/> 要改善（軽微） <input type="checkbox"/> 要改善	・改善を要する事項はありません。	

※総合評価	<input checked="" type="checkbox"/> レベル3 適切に対応している <input type="checkbox"/> レベル2 軽微な違反状態にあり、改善を求める必要がある <input type="checkbox"/> レベル1 違反状態にあり、労働基準監督署への通報を検討する必要がある
	・よく法令を理解し、改正事項についても適宜に対応されていると思います。 今後も引き続き、より良い職場環境を目指し活動いただければ幸いです。